

令和4年2月24日受理

名神湾岸連絡線都市計画により影響を受ける企業救済に関する請願

紹介議員 篠原正寛
大原智

請願趣旨

「名神湾岸連絡線」が令和3年4月に正式に新規事業化され、既に工事着手されている大阪湾岸道路西伸部と一体となり、進行されると説明を受けました。

建設理由として阪神高速道路の慢性的な渋滞緩和、防災対策、生活道路交通負荷改善等が含まれることは承知しており、西宮浜産業団地協議会としても、これまでこの道路の計画の具体化を要望してまいりました。

この計画により連結部である西宮浜に出入口ジャンクション・インターチェンジを設置することで17区画30事業所が移転もしくは敷地の削減等の影響を受けることになるということです。

そうしたなか、個別の法人が国や県など行政と交渉することは困難であるため、昨年1月に西宮浜産業団地協議会の内部組織として「名神湾岸連絡線連絡会」を発足致しましたが、現在は工事区域対象となる会社及び近接する38社が加入し、本件に関して定期的に協議を行っているところです。

昨年4月15日、8月19日、本年1月20日には兵庫国道事務所、兵庫県、西宮市の事業計画に携わる行政の方々を交え進捗状況の説明、意見交流として会合を開催致しました。

この「名神湾岸連絡線」は徐々に周知されていますが、一方この影響で存続の危機に多くの会社が晒されていることは触れられておらず、計画から取り残されているのではない

かと思えるような状況です。

対象となる企業に勤めている方は約800名、付随する関連企業を含めるとさらに多数となり、家族の方を含め今後の生活がどうなるのかと成り行きを心配しています。

元来西宮浜は都市機能用地、都市再開発用地として平成4年に竣工され、今回対象となる1・2丁目は運送と倉庫の物流業に特化、集約した用地になります。

建設当時、阪神間都市部の物流業者を対象に騒音や安全面等を考慮したなかで永続的に事業継続できることを前提に西宮浜に誘致された経緯があるだけに、今回の高速道路建設によって多くの企業が退去せざるを得ないかもしれない、と言う事態はまさに青天の霹靂であり、誘致を受けた際の約束が反故にされたという非常に無念な思いも感じております。

今後の退去条件としては当然ながら代替地を強く要望していますが、現在のところ行政からは「現時点では何ら計画を示すことができない」との返答で深く失望しており、今後を考えると不安と苦悩の日々を過ごしています。

市街地への移転は様々な規制や阪神間での必要面積の確保も困難と言う背景があり、土地価格も高騰、これにすべての法人が自力で対処することは不可能です。本件は、事業主体と行政が一体となり、代替地の確保を一刻も早く急いでもらわないと多くの企業は事業の継続ができなくなるでしょう。立ち退き等にあたり、対象企業は今と類似した条件の代替地による事業継続を希望しています。現在勤務されている方の雇用や、立地条件により事業が成立していることを考慮すれば近隣にて、代替地の確保をお願い致します。

私たちの苦境をご理解頂きまして、何卒ご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

請願事項

- 1 対象企業が安心して事業を継続できるよう、市としても国、県等に働きかけ、また協力して早急に代替地の確保と提供を目指すこと。
- 2 本件の市のご担当は複数の部署にわたるため、工事が完遂するまで我々との協議・相談窓口を一本化し、市も責任を持ってかわり続けること。

請願者 西宮市西宮浜1丁目
名神湾岸連絡線連絡会

会長 中 島 輝 夫

ほか26団体